



2001/12/06 総会

参考資料 1

# JPドメイン名登録管理業務の移管 及びICANNとの契約について

社団法人日本ネットワーク  
インフォメーションセンター



# 目次

1. はじめに
2. JPDメイン名登録管理業務の移管について
3. ICANN ccTLDスポンサ契約について
4. 移管完了までに必要な手続き
5. 契約文書等の概要
  - 5.1 覚書(JPNIC ⇔ JPRS)
  - 5.2 再委任および契約手続き開始要請文書(JPRS ⇒ ICANN)
  - 5.3 ccTLDスポンサ契約書(JPRS ⇔ ICANN)
  - 5.4 JPDメイン名業務移管契約書(JPNIC ⇔ JPRS)
6. 移管にともなう登録者、指定事業者の位置づけの変更
7. スケジュール(計画)



# 1. はじめに

- 昨年12月の第11回総会の決議を受け
  - JPRSを設立
  - 業務移管に向けた作業を漸次推進
- 業務移管の完了に向けて
  - 「JPドメイン名登録管理業務移管契約」  
(JPNIC⇔JPRS)
  - 「ccTLDスポンサ契約」(JPRS⇔ICANN)



- 「JPDメイン名登録管理業務移管契約」
  - JPNICが行っているJPDメイン名登録管理業務をJPRSに移管するための条件を明確に規定するもの
- 「ccTLDスポンサ契約」
  - JPDメインの責任をICANNがJPRSに対して委任することについての契約



## 2. JPドメイン名登録管理業務の移管

- 2000年12月22日の第11回総会決議
  - 汎用JPドメイン名の登録管理業務を行う新会社を設立し、汎用JPドメイン名の登録管理業務を移管する。
  - JPNIC会員制度・会費制度を改めた上、新会社に属性型・地域型ドメイン名登録管理業務を移管する。
- 背景
  - JPドメイン名ユーザーの利便性向上が大きな目標
  - 汎用JPドメイン名を導入
  - 予測される登録者の増加に対応できる信頼性の高い登録管理業務体制を作る必要性



- 総会決議 に基づきJPRSを設立
- 汎用JPドメイン名
  - 方針策定機能をJPNICに置きながらも、登録管理業務はJPRSがJPNICの代行をするという形
- 属性型・地域型JPドメイン名
  - JPNICからJPRSへの業務移管を見据え、方針策定機能および登録料・維持料徴収機能を除く登録管理業務の大きな部分をJPNICがJPRSに業務委託するという形



- 「JPドメイン名登録管理業務移管契約」
  - 移管にあたっての条件や移管後のJPドメイン名の公共性を担保するための両当事者の責任などを規定



- 但し、JP-DRPは今後もJPNICが担当
  - 本来DRP制定機能と登録機能は別々であるべき
- JPNICの役割
  - JPドメイン名紛争処理方針の策定
  - JPドメイン名紛争処理機関の認定
- JPRSはJP-DRPを採用
  - JPドメイン名登録者に紛争が発生した場合、JP-DRPに基づいて紛争処理





### 3. ICANN ccTLDスポンサ契約

- ICANN (IANA)の役割
  - ルートサーバ(ルートゾーン)の管理
  - すべてのTLDのオーソリティ
- ccTLDを管理するスポンサ組織
  - IANAの承認によりccTLDの委任を受ける
  - ルートゾーンに必要な情報が登録される
- ccTLDスポンサ組織の責任
  - ccTLDの登録管理
  - ccTLDのDNS運用



- IANAのccTLD委任
  - これまでは地域コミュニティの合意と安定的な業務運用を基本に実現
  - ICANNはこれを公式な契約関係にすることを目標としている
    - 「ccTLDスポンサ契約」の締結を推進
    - ICANNと各ccTLDスポンサ組織の責務と権限を明確に



- JPの現在
  - JPNICがIANAより委任を受け、JPドメイン名の登録管理業務を遂行
- 昨年12月の総会決定に伴い
  - ICANNとの契約は移管先であるJPRSが締結するという方針
  - IANAに対して再委任 (redelegation) の要請が必要



## • ccTLDの委任の原則

- その国や地域のインターネット・コミュニティの合意と利益が基本
  - RFC1591(ドメインネームシステムの構造と権限の委任)
  - ICP-1
- インターネットの社会基盤としての責任が増すにしたがい、政府が担う役割を明確にする必要性
  - ICANN GACは「GACの提案によるccTLDの委任と管理のための原則」を発表(2000年2月)
- ICANNの「モデルccTLDスポンサ契約」(9月発表)
  - GACの原則を基本として構成



- 「ccTLDスポンサ契約」についてのJPNICの方針
  - 従来のインターネット・コミュニティの伝統を尊重
  - その中で政府の役割と位置づけを明確に
- この契約の締結により
  - JPRS:ccTLDスポンサ組織としての責務が明確に
  - ICANN:ルートサーバの安定運用の責務が明確に
  - 安定的なJPドメイン名の登録管理業務には不可欠



## 4. 移管完了までに必要な手続き

- 1) ICANNへの意思の通知 (2001年 2月 1日)
- 2) 覚書の締結 (2001年11月 9日)
- 3) 覚書締結の報告 (2001年11月12日)
- 4) 再委任およびccTLDスポンサ契約締結手続き開始要請
- 5) 政府への確認
- 6) 政府のエンドースメント
- 7) エンドースした旨の通知
- 8) ccTLDスポンサ契約の締結
- 9) JPDメイン名登録管理業務移管契約の締結
- 10) 移管完了通知



## 5. 契約文書等の概要

- 5.1 覚書 (JPNIC ⇔ JPRS)
- 5.2 再委任および契約手続き開始要請文書  
(JPRS ⇒ ICANN)
- 5.3 ccTLDスポンサ契約書 (JPRS ⇔ ICANN)
- 5.4 JPDメイン名登録管理業務移管契約書  
(JPNIC ⇔ JPRS)



## 5.1 覚書 (JPNIC ⇔ JPRS)

- 「ccTLDスポンサ契約」「JPドメイン名業務移管契約」を締結するにあたっての基本的事項の予めの合意内容を確認するもの
  - 移管の目的
  - スケジュール
  - 移管対象
  - JPRSの責任
  - JPドメイン名の公共性の担保





- 主な内容のポイント
  - 日本のインターネット・コミュニティの健全な発展に寄与し、また全世界のインターネット・コミュニティの発展にも資するように、JPドメイン名の登録管理業務を運用するという原則
  - JPRSの業務が適切に行われているかをJPNICが政府と協調して確認
    - 適切でない場合は改善勧告
    - JPRSがその責任を果たさない場合や破産・支払不能になった場合、新たな移管先を選択



## 5.2 再委任および契約手続き開始要請文書

- 再委任の要請
  - 現在JPNICに委任されている .JP をJPRSに再委任することを要請
  - ICANNは再委任の妥当性を検証
    - 関係者のヒアリング
    - 政府に対してエンドース(支持)するかの確認
- 「ccTLDスポンサ契約」手続き開始の要請
  - 手続的には再委任の承認をもって、ICANNとJPRSとの「ccTLDスポンサ契約」の検討が始まる



### 5.3 ccTLDスポンサ契約書 (JPRS ⇔ ICANN)

- JPRS と ICANN との間での取り交わし
- JPRS と ICANN の責務と権限を規定
- ICANN が公開している「モデルccTLDスポンサ契約書」をベースにし、先に示した JPNIC方針にしたがって策定



- 主なポイント

- ICANN の責務

- ・JPRSをJPドメイン名のccTLDスポンサ組織として承認
- ・ルートサーバシステムの安定的な運用
- ・ネームサーバ情報を含むJPドメイン名に関する情報の更新

- JPRS の責務

- ・安定的かつ安全なネームサービスの提供
- ・登録情報の第三者機関への預託(データエスクロウ)
- ・ICANNポリシーの遵守

- 契約終了の条件

- ・契約条件に違反したとき
- ・JPRSの業務が適切に行なわれなくなった場合



## 5.4 JPNICがJPRSに対してJPNIC Jドメイン名登録管理業務移管契約書 (JPNIC ⇔ JPRS)

- JPNICがJPRSに対してJPNIC Jドメイン名の登録管理業務を移管するための契約書
  - 業務移管に関する基本的な事項
  - 覚書に記載された「JPRSの責任(第六条)」や「JPNIC Jドメイン名の公共性の担保(第七条)」の内容を織込む
  - JPNICの役割
    - 紛争処理方針の策定
    - 紛争処理機関の認定
    - これらのJPNICの費用は、JPNIC Jドメイン名維持料の一部を引きあてる



- 移管に伴う資産の譲渡
  - 移管に伴い譲渡される固定資産の価格については、簿価を原則として、JPNIC-JPRS間の合意によって定める
  - JPDメイン名の登録管理業務は公共からの付託に基づいて実施されるものであり、JPDメインそれ自体に関する財産権についてJPRSは主張しないという方針で移管契約は進められる
  - 譲渡対象の債権は、2002年3月末日現在決済の完了していないものを原則とし、JPNIC-JPRS間の合意によって定める



## 6. 移管にともなう登録者、指定事業者 の位置づけの変更

- 以下の文書を見直し、必要な改訂を実施
  - 属性型地域型JPDメイン名登録等に関する規則
  - 属性型地域型JPDメイン名登録申請等の取次に関する規則
  - 属性型地域型JPDメイン名登録申請等の取次に関する業務委託契約書
  - 汎用JPDメイン名登録等に関する規則
  - 汎用JPDメイン名登録申請等の取次に関する規則
  - 汎用JPDメイン名登録申請等の取次に関する業務委託契約書
  - JPDメイン名紛争処理方針
  - JPDメイン名紛争処理方針のための手続規則



- JPDメイン名登録者は、JPRSが制定する方針・規則によってカバーされる位置づけとなります。
- 申請窓口、お問い合わせ窓口、登録料・維持料の支払口座などが、JPNICからJPRSへ変更。
- 現在、JPNICと指定事業者との間で結ばれている「属性型・地域型ドメイン名登録申請等の取次に関する業務委託契約」は、移管とともにJPRSに承継される形となります。この際に、契約料が再度発生するということはありません。
- 一連の改訂作業は、移管作業の一環として今後進められます。





## 7. スケジュール(計画)

- |             |                                                           |
|-------------|-----------------------------------------------------------|
| 2001年11月 9日 | 覚書締結                                                      |
| 2001年11月16日 | 「JPドメイン名登録管理業務の移管およびICANNとの契約について」ご意見募集開始                 |
| 2001年11月30日 | ご意見募集の終了                                                  |
| 2001年12月 6日 | JPNIC総会<br>- 移管計画の承認                                      |
| 2001年12月    | ICANN・JPRS間のccTLDスポンサ契約締結                                 |
| 2002年 1月    | 移管契約締結                                                    |
| 2002年 3月    | JPNIC総会<br>- 移管契約締結についての報告<br>- ccTLDスポンサ契約締結と業務移管についての報告 |
| 2002年 4月 1日 | 業務移管の実施                                                   |